各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

介護現場における賃上げ促進税制の活用に係る リーフレットについて 計3枚(本紙を除く)

Vol.1262

令和6年5月15日

厚生労働省老健局老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3938)

FAX: 03-3595-4010

事 務 連 絡 令和6年5月15日

都道府県 各 市区町村 介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護現場における賃上げ促進税制の活用に係るリーフレットについて

令和6年度介護報酬改定により、令和6年4月から、処遇改善加算が使いやすくなり、上位区分への移行を通じて、より高い加算率を取得しやすくなっております。

今般、令和6年度税制改正により、処遇改善加算を活用して賃上げした分も、 賃上げ促進税制による税額控除の対象となりました。

介護事業所において賃上げ促進税制を積極的に御活用いただき、より一層の 賃上げを進めていただけるよう、別添のとおりリーフレットを作成しましたの で、各自治体におかれましては、管内の介護サービス施設・事業所等に周知いた だきますよう、よろしくお願いします。

処遇改善加算を活用した賃上げは、 賃上げ促進税制による税額控除の対象となります

- 新しく使いやすくなった処遇改善加算を活用して、介護現場で働く方の賃上げをお願いします。
- 一定の賃上げをしていただくと、賃上げ促進税制により、法 人税などから税額控除ができます。
- ☆ 令和6年4月から、処遇改善加算が使いやすくなり、上位区分への移行を通じて、より高い加算率を取得しやすくなりました。
- ごれまでよりも高い加算率を取得することで、介護報酬で賃上げの原資を新たに確保し、大幅な賃上げも可能になります。
- ☆ 令和6年度税制改正により、処遇改善加算を活用して賃上げした分も、 賃上げ促進税制による税額控除の対象となります。
 - 中小企業注1では、全雇用者の給与等支給額が1.5%増加した場合には最大30%注2、2.5%増加した場合には最大45%注2を、法人税額から控除できます。注3
 - 中小企業では、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、5年間にわたって繰り越すことが可能です。注4
- 注1: 青色申告書を提出する中小企業者等又は常時使用する従業員数が1000人以下の個人事業主。また、大企業・中堅 企業向けにも制度あり。
- 注2:女性活躍・仕事と子育ての両立支援と教育訓練費に関する上乗せ要件の両方を満たしている場合の控除率。
- 注3:税額控除の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に税額控除率を乗じて計算。 ただし、控除上限額は法人税等の20%
- 注4:未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が生じている事業年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また、繰越控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用可能。
- ※: 所定の要件を満たせば、「継続雇用者」の賃上げが要件の全企業及び中堅企業向け税制も活用可能です。詳細は経済産業省「賃上げ促進税制について」参照。

(参考1) 新加算への移行による加算率アップの例(加算率は訪問介護の例)

例①:キャリアパス要件や職種間配分ルールがネックとなっているケース

現行3加算の (加算3		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)
処遇改善加算	Ⅲ(5.5%)	キャリアパス要件 I ~ Ⅲの特例を活用 (処遇 I 相当)	+< - fr
特定処遇改善加算	なし	• 職種間配分ルールの改正で上位移行が 可能に(特定 II 相当)	新加算 Ⅱ (22.4%)
ベア加算	あり(2.4%)	加算率引上げ	

例②:ベースアップ等支援加算を取得していない事業所のケース

現行3加算の (加算 ^図		一本化施行までの動き	R6.6以降 (加算率)	
処遇改善加算	I (13.7%)	・ この機会に現行のベア加算を新規算定	÷C±0 <i>6</i> 5	
特定処遇改善加算	II (4.2%)	* この機会に売りのベア加昇を利税昇足 * 加算率引上げ	新加算 Ⅱ (22.4%)	
ベア加算	なし	↑ NH TT T JI II V		

(参考2)サービス類型ごとの加算率一覧

	☑分		(予防) 訪問入浴 介護	通所介護	とって	行正加設 1 足老生	心尘迪川 企業	小規模多 继能刑官	認知症対 応型共同 生活介護	介護福祉 施設、 (予防)	施設、 (予防) 短期入所 療養介護	介護医療 院、(短療 所)所護 の所護 の の の の の の の の の の の の の の の の の
	新加算 I	24.5%	10.0%	9.2%	8.6%	12.8%	18.1%	14.9%	18.6%	14.0%	7.5%	5.1%
	新加算Ⅱ	22.4%	9.4%	9.0%	8.3%	12.2%	17.4%	14.6%	17.8%	13.6%	7.1%	4.7%
Ī	新加算Ⅲ	18.2%	7.9%	8.0%	6.6%	11.0%	15.0%	13.4%	15.5%	11.3%	5.4%	3.6%
	新加算IV	14.5%	6.3%	6.4%	5.3%	8.8%	12.2%	10.6%	12.5%	9.0%	4.4%	2.9%

※上記のほかに、現行3加算の加算率に今般の改定による加算率の引上げ分を上乗せした新加算V(1)~(4)を用意。

【厚生労働省の処遇改善に関する相談窓口】

電話番号: 050-3733-0222

受付時間: 9:00~18:00(土日含む)

【中小企業税制サポートセンター】

電話番号: 03-6281-9821

受付時間: 9:30~12:00、13:00~17:00

処遇改善加算関係情報 (随時更新) ⇨



賃上げ促進税制 関係情報⇒

